



県章

山形県公報

平成29年2月10日（金）
第2819号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 県議会定例会の招集……………（財 政 課）…93
- 指定定期検査機関及び指定計量証明検査機関の指定の更新……………（産業政策課）…同

告 示

山形県告示第92号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、山形県議会定例会を平成29年2月20日山形市に招集する。

平成29年2月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第93号

計量法（平成4年法律第51号）第28条の2及び第121条第2項において準用する第28条の2の規定により、指定定期検査機関及び指定計量証明検査機関の指定を次のとおり更新した。

平成29年2月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定定期検査機関及び指定計量証明検査機関の名称	所在地	更新年月日
一般社団法人山形県計量協会	山形市松栄二丁目2番1号	平成29年2月5日

平成29年2月10日印刷 発行所 山 形 県 庁
平成29年2月10日発行 発行人 山 形 県